

兵庫県公立大学法人総合情報基盤本部運営委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県公立大学法人総合情報基盤本部規程（令和3年兵庫県公立大学法人規程第40号）第6条第2項の規定に基づき、総合情報基盤本部運営委員会（以下「委員会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 総合情報基盤本部（以下「本部」という。）の基本方針及び計画に関すること。
- (2) その他本部の運営に係る重要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 最高情報責任者（CIO）
- (2) 副最高情報責任者（副CIO）
- (3) 最高情報責任者補佐（CIO補佐）
- (4) 法人事務局情報システム担当部長
- (5) その他必要に応じて次条第1項に規定する委員長が指名する者

(委員長)

第4条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、最高情報責任者（CIO）をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、委員長が必要と認めるときは、関係教職員その他議事に関係のある者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、法人事務局情報システム担当部が行う。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。